

○桜井市街なみ環境整備補助金交付要綱

平成30年11月6日告示第280号

桜井市街なみ環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街なみ環境整備事業地区において、ゆとりとうるおいある住宅地区を形成するため、街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年4月1日建設省住整発第27号建設省住宅局長通知。以下「制度要綱」という。）の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付することについて、桜井市補助金交付規則（昭和46年8月桜井市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なみ整備補助事業 制度要綱第2第10号に規定する事業をいう。
- (2) 街なみ環境整備事業地区 制度要綱第2第12号の規定する区域をいう。
- (3) 街づくり協定 制度要綱第8第1項の規定により市が承認した協定をいう。
- (4) 街づくり協議会 良好な街なみ形成方策に必要な活動を行うことを目的として、街づくり協定等事業の趣旨に賛同した者で組織される団体をいう。
- (5) 修景施設 街なみ環境整備事業地区の区域内にある住宅、店舗その他の街なみを構成する建築物及び工作物をいう。
- (6) 修景 建築物及びそれに付属する外構を街なみに調和するよう新築、増築、改修、移設等をする行為をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 街なみ環境整備事業地区又は今後同地区に指定されることが確実であると市長が認める区域において、街なみ整備補助事業の対象事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象事業は、市長が別に定める景観計画における景観ガイドラインの対象区域内において修景施設の整備等を行う事業であって、景観ガイドラインにおいて推奨される基準をすべて満たすものとする。ただし、構造上その他の理由によりこれによることができない場合は、この限りでない。

2 すでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けた修景施設については、補助金の交付対象としない。

3 補助対象となる修景施設の整備等を行う事業は、当該事業に係る補助金の交付申請があった日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施計画等から市長が適切と認めた場合は当該補助対象事業の完了の期限を当該交付決定年度の翌年度まで延長することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める基準に基づき算出した額とし、200万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請しようとする年度の前年度の11月末日までに市長と協議するものとする。ただし、前年度の11月末日までに協議することができない特別の理由がある場合で市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(補助金交付の申請)

第7条 前条の規定により市長の承認を得た者は、規則第1号様式の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 規則第2号様式の事業実施計画書

(2) 規則第3号様式の収支予算書

(3) 付近見取図

(4) 設計図書（建築確認申請を行う場合）

(5) 補助金交付対象箇所図（配置図、平面図、立面図、断面図に交付対象の箇所を図示したもの）

(6) 工事費見積書

- (7) 現況写真（2方向以上から撮影したカラー写真）
- (8) 建物及び土地の登記事項証明書の写し
- (9) 市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書（別記様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請において、補助金を充当する支出科目を明確にしなければならない。
（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、その旨を規則第4号様式の補助指令書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の内容審査を行う場合、事業実施地区に街づくり協議会が存在する場合、その意見を求めることができる。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。この場合において、当該補助対象事業における消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 実績報告を行うに当たり当該補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告すること。

(2) 実績報告後に、消費税等相当額の申告により当該補助事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を速やかに市長に報告し、当該金額を返還すること。

4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（事業の実施）

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けたものは、補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、条件が付された場合は、これを遵守しなければならない。

(事業内容の変更)

第10条 補助の指令を受けた者が、やむを得ない理由により当該補助金に係る事業内容の変更をしようとするときは、軽微なものである場合を除き、規則第5号様式の事業内容変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金交付の変更決定)

第11条 市長は、前条の規定による事業内容の変更を承認した場合において、補助金の額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付決定の変更を行うものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助の指令を受けた者が、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに規則第6号様式の事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の概算払い)

第13条 市長は、補助を指令した場合において特に必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

(指示及び調査)

第14条 市長は、補助の指令を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業の完了報告)

第15条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内又は交付決定の通知を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第8号様式の事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第9号様式の事業実績調書
- (2) 規則第10号様式の補助金精算調書
- (3) 規則第3号様式の収支決算書
- (4) 工事費精算書
- (5) 完了写真（2方向以上から撮影したカラー写真）
- (6) 工事請負契約書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 補助の指令を受けたものは、前項の報告において、補助金を充当する支出科目を明確にしなければならない。

(補助金額の確定)

第16条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を精査し、必要に応じて実地調査等を行い事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を規則第11号様式の補助金確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第17条 前条の規定による確定通知を受けた補助対象事業者は、規則第7号様式の補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助対象事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第18条 補助金の交付を受けた者は、交付の対象となった事業の状況、事業に係る経費の収支その他の事業に関する事項を明らかにする書類等を備え付け、補助事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(修景施設の保守及び保全、現状の変更等)

第19条 補助対象事業者は、修景施設の保守及び保全に努めるものとし、補助金の交付を受けた物件の保守期間は10年とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 補助対象事業者は、補助対象となった修景施設について、補助事業の完了した年度の末日から起算して10年間は補助対象となった修景施設の外観を変えるような行為をしてはならない。ただし、特別の事情等により市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

3 補助対象事業者は補助対象となった修景施設を第三者に賃貸し、又は譲渡、交換、貸付、相続した場合は、前2項の規定を当該第三者に継承させなければならない。

(補助金の取消)

第20条 市長は、補助対象事業に関して補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反した場合及び修景施設の良好な保守、保全に努めていないと判断した場合は、補助金の全部

若しくは一部を取り消し、又は返還させることができる。

(補助金の返還等)

第21条 市長は、補助金を確定した場合において補助金の返還をさせる必要があるものについては、規則第12号様式の補助金返還命令書により当該補助事業を行う者に通知しなければならない。

(公表等)

第22条 補助対象者は、補助対象事業の完了後、審査過程の公平性や透明性を高めるため、又は各種報告、広報活動等のため、補助対象建築物等の写真、名称、所在地、事業の概要等を市が公表することについて同意するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年8月8日告示第150号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助金算定基準														
	補助対象経費	補助率	補助限度額												
住宅等修景費	住宅等の新築、増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替に係る工事費のうち、外観にかかる経費。この場合における外観とは、道路から望見できる屋根及び外観面とする。	2/3	200万円												
建築設備等修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給配水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善にかかる工事費。	2/3	50万円												
外構修景費	道路等に面する部分の門、塀、さく、植栽等の整備に要する工事費。	2/3	50万円												
色彩修景費	景観基準と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩修景費。	2/3	100万円												
設計費用	<p>補助金の交付対象となる修景整備のために行われる建築工事等に必要設計に係る費用。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>建築工事費区分 (単位：百万円)</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>建築設計料率 (各棟別、単位：%)</td> <td>5.89</td> <td>5.40</td> <td>4.42</td> <td>4.05</td> <td>3.31</td> </tr> </table> <p>建築設計料率：建築工事費区分の中間部分については、直線的補完により料率を定めること。また、料率の端数は、小数点第3位以下を切り捨てること。</p>	建築工事費区分 (単位：百万円)	5	10	50	100	500	建築設計料率 (各棟別、単位：%)	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31	2/3	50万円
建築工事費区分 (単位：百万円)	5	10	50	100	500										
建築設計料率 (各棟別、単位：%)	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31										
補助金の対象となる建築物、工作物等は、解体撤去後、新築、増築、改築等をする場合においては、道路中心線から2メートルを超えるものとする。															

備考

- ・補助金の総額は、1件あたり200万円を上限とする。
- ・設計費用は標準的な仕様による工事に要する費用に建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。
- ・補助金上限額200万円以内において、補助対象経費を重複することを可能とする。